

副使二員 吾刺每 高彼比

通事二員 蔡樟 鄭昊

火長 梁瑞^②

管船直庫 他魯每

梢水共に二百二十六名

正徳八年(一五一三) 八月初七日

右の執照は正使栢古・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注(1) 巡達 スンダ^①カラパ。現在のジャカルタの場所。ジャワ島西部のヒンドゥー教の最後の王国パジャジャラン(一三三三頃—一五七九年頃)の外港で、一五一三年頃ジャワを訪れたトメ・ピレスは、スンダ王国(パジャジャラン)の六港の名をあげ、そのうちカラバ港を「最も重要で、最良の港で、取り引きがもつとも大きい所」と記している(トメ・ピレス『東方諸国記』三〇二頁)。「歴代宝案」にある巡達あての文書は本文書および(四二—一八)(一五一—一八)の二つであるが、まさにこの時期に相当する。

スンダ地方は、ジャワ島の中部や東部と言語、文化などを異にする。パジャジャラン王国はその建国者に関する一三三三年の碑文が残るが(Coedes, G. 1968. *The Indinized States of Southeast Asia*, edited by F. Vella, trans. by S. B. Cowling, Honolulu, p.239) 建国の王は隣国のマジャパヒトの宰相ガジャマダの奸計により家臣もろとも惨殺されたといわ

れる。パジャジャラン国はその後百年ほど隣国マジャパヒトの圧力に耐えてようやく独立を保ちつづけ、十五世紀半ばにマジャパヒトが衰退し、ジャワ島北岸に小さい港市が林立するようになって、カラバ港も胡椒の輸出で賑わった。パジャジャランの首都は内陸部のパクアン(現在のボゴール)であった。

本文書のあともなくの一五二二年、スンダ^①カラパを訪れたポルトガル人は、パジャジャラン国と条約を結び、チルウィン河口に商館を建てることになった。その実行のためポルトガル船が五年後にまた現れたとき、スンダ^①カラパはすでにジャワ島最西端のイスラム教徒の国バンタムの占領下にあり、パジャジャラン国は(一五七〇年代の末まで内陸部に命脈を保ったもの)外港を失った(Hall, D. G. E. 1981. *A History of South-East Asia*, 4th ed. New York, pp.232, 301-302.)。

(2) 梁瑞 久米村呉江梁氏(亀嶋家)、『家譜(二)』七五七頁)。

1-42-11

琉球国中山王の、吾刺每等を暹羅等の国へ遣わす執照

琉球国中山王、^{げん}見に進貢等の事の為にす。

(一五一四、八、一三)

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使吾刺每・通事梁傑等を遣わし、義字号

海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して兩平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一号半印勘合執照を給して正使吾刺毎等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 吾刺毎

副使二員 馬別土 引之路

通事二員 梁傑 高賀

火長 梁敬

管船直庫 不他

梢水共に二百二十八名

正徳九年（一五一四）八月十三日

右の執照は正使吾刺毎・通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注（一）梁敬 久米村呉江梁氏（亀鳴家）〔家譜〕（二）七五八頁。

1-42-12

琉球国中山王の、毛是等を仏大泥国へ遣わす執照

（二五二五、八、一二）

琉球国中山王、見^{びん}に進貢等の事の為にす。

一切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に今、正使毛是・通事鄭昊等を遣わし、寧字号海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、仏大泥国の出産の地面に前往して兩平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百五号半印勘合執照を給して正使毛是等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 毛是

副使二員 呉実 馬參魯

通事二員 鄭昊 高義

火長 宗遂

管船直庫 南比

梢水共に二百九名